

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十一年大蔵省令第五十四号）

改正案	現行
<p>(登録の申請)</p> <p>第一条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「法」という。）（第四条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第五条第一項の登録申請書に、同条第二項の規定による書類を添付して、その者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。）</p> <p>(登録に当たり審査の対象となる使用人)</p> <p>第二条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（以下「令」という。）（第三条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該登録を受けようとする者の投資顧問業に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。）</p> <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第三条 法第五条第一項第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 法人である場合においては、その主要株主（令第八条第三号イの②）</p>	<p>(登録の申請)</p> <p>第一条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（以下「法」という。）（第四条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第五条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し十二通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。）</p> <p>(登録に当たり審査の対象となる使用人)</p> <p>第二条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（以下「令」という。）（第一条第一号に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該登録を受けようとする者の投資顧問業に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。）</p> <p>(登録申請書のその他の記載事項)</p> <p>第三条 同上</p> <p>一 法人である場合においては、その主要株主（令第六条第三号イの②）</p>

に規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二（略）

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第五条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員をいう。次号及び第四号において同じ。）及び令第三条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二（五）（略）

2・3（略）

（変更の届出）

第六条 投資顧問業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、次の各号に掲げる場合に^レ応じ、当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一（三）（略）

2 前項第三号の場合において投資顧問業者が財務局又は福岡財務支局の管轄区域を超えて主たる営業所の位置を変更した場合には、前項の変更届出書に前項第三号に定める書類のほか現に受けている登録済通知書を添付して管轄財務局長に提出しなければならない。

3 管轄財務局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出書及び投資顧問業者登録簿のうち当該投資顧問業者に係る部分その他当該投資顧

に規定する主要株主をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二（略）

（登録申請書の添付書類）

第四条 同上

一 登録申請者（法人である場合にあつては、その役員をいう。次号及び第四号において同じ。）及び令第一条に規定する使用人（以下「重要な使用人」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

二（五）（略）

2・3（略）

（変更の届出）

第六条 投資顧問業者は、法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し十二通及び次の各号に掲げる場合に^レ応じ当該各号に定める書類の一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一（三）（略）

2 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、役員の変更及び投資一任契約に係る業務を行う営業所の位置の変更について法第八条第一項の規定による届出をしようとするときは、前項に規定する書類に加えて別表第一に定める添付書類を提出しなければならない。

3 財務局又は福岡財務支局の管轄区域を超えて営業所の位置を変更する変更届出書には、現に受けている登録済通知書を添付しなければならない

問業者に関する書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に送付するものとする。

4 前項の書類の送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を投資顧問業者登録簿に登録するものとする。

5 財務局長は、前項の登録を行ったときは、その旨を第二項の届出書を提出した投資顧問業者に通知するものとする。

6 財務局長が第四項に規定する登録を行ったときは、第三項の管轄財務局長が行った登録は、その効力を失う。

（廃業等の届出等）

第七条 法第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書に、当該届出に係る投資顧問業者が現に受けている登録済通知書及び次の各号に掲げる場合に応じた当該各号に定める書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一～五（略）

2・3（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第八条 令第五条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会

い。

（廃業等の届出等）

第七条 法第九条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書に、当該廃業等届出書の写し十二通及び次の各号に掲げる場合に応じた当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

一～五（略）

2・3（略）

（営業保証金に代わる契約の相手方）

第八条 令第三条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 信用金庫、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用協同組合及び信用協同組合連合会

四 (略)

(営業保証金の供託の届出)

第九条 法第十条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第八号により作成した供託届出書に、当該供託に係る供託書正本(管轄財務局長が投資顧問業者営業保証金規則(昭和六十一年法務省令・大蔵省令第一号)第十二条第二項に規定する供託を行った場合にあっては、同項に規定する供託通知書)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならぬ。

2 (略)

(営業保証金の追加供託の起算日)

第十一条 法第十条第八項に規定する総理府令・大蔵省令で定める日は、営業保証金の額が不足した理由につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- 一 投資顧問業者が令第五条第三号に規定する金融監督庁長官の承認(次号において「承認」という。)を受けて法第十条第三項の契約(以下この号及び次号において「契約」という。)の内容を変更したことにより、同条第十項に規定する供託した営業保証金の額(同条第三項

四 (略)

(営業保証金の供託の届出)

第九条 法第十条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第八号により作成した供託届出書に当該供託に係る供託書正本(管轄財務局長が投資顧問業者営業保証金規則(昭和六十一年法務省令・大蔵省令第一号)第十二条第二項に規定する供託を行った場合にあっては、同項に規定する供託通知書)を添付して管轄財務局長に提出しなければならぬ。

2 (略)

3 | 管轄財務局長が令第四条の権利の実行の手続のため供託されている有価証券を換価してその代金を供託したことにより、投資顧問業者が法第十条第八項の規定に基づき営業保証金の不足額分の供託をしよとするときは、第一項に規定する供託届出書に不足額分の供託書正本及び管轄財務局長が供託したことにより供託官から送付を受けた供託通知書を添付して、管轄財務局長に届け出なければならぬ。

(営業保証金の追加供託の起算日)

第十一条 法第十条第八項に規定する総理府令・大蔵省令で定める日は、投資顧問業者営業保証金規則第十一条第三項の規定により通知書の送付を受けた日とする。

に規定する契約金額を含む。）が令第四条に定める額に不足した場合
当該契約の内容を変更した日

二 投資顧問業者が承認を受けて契約を解除した場合 当該契約を解除
した日

三 令第六条の権利の実行の手続が行われた場合 投資顧問業者が投資
顧問業者営業保証金規則（次号において「規則」という。）第十一条
第三項の支払委託書の写しの送付を受けた日

四 令第六条の権利の実行の手続を行うため管轄財務局長が供託されて
いる有価証券の換価を行い、換価代金から換価の費用を控除した額を
供託した場合 投資顧問業者が規則第十二条第二項の供託通知書の送
付を受けた日

（揭示すべき標識の様式）

第十四条 法第十一条第一項（法第九条第四項及び附則第三条第二項にお
いて適用する場合を含む。）に規定する総理府令・大蔵省令で定める様
式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものと
する。

一 投資顧問業者（法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者）
以下「認可投資顧問業者」という。）を除く。）の営業所 別紙様式
第十四号

二 認可投資顧問業者の営業所 別紙様式第十五号

（広告の表示事項）

第十五条 投資顧問業者（法第九条第三項、附則第二条第一項又は附則第

（揭示すべき標識の様式）

第十四条 同上

一 投資顧問業者で法第二十四条第一項の認可を受けていないもの営
業所 別紙様式第十四号

二 投資顧問業者で法第二十四条第一項の認可を受けたものの営業所
別紙様式第十五号

（広告の表示事項）

第十五条 投資顧問業者（法第九条第三項、附則第二条第一項又は附則第

三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。）は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条及び第十九条に規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。ただし、当該投資顧問業者が証券業（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する証券業をいう。以下同じ。）を営む場合又は当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合は、この限りでない。

（誇大広告をしてはならない事項）

第十六条（略）

2 法第三十三条において準用する法第十三条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、前項第二号、第四号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げる者に再委任する場合における当該各号に定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）

（契約締結前の書面の交付）

第十七条（略）

2 法第三十三条において準用する法第十四条第四号に規定する総理府令

三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。）は、その行う投資顧問業の内容について広告をするときは、法第十八条及び第十九条に規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。

2 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務の内容について広告をするときは、法第十九条に規定する事項を公衆の見やすいように表示しなければならない。

（誇大広告をしてはならない事項）

第十六条（略）

2 同上

一（略）

二 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

（契約締結前の書面の交付）

第十七条（略）

2 同上

・大蔵省令で定める事項は、前項第一号、第二号及び第六号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三（略）

四 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げる者に再委任しようとする場合における当該各号に定める者の名称及び当該再委任の範囲を含む。）

3 法第十四条（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。第五項において同じ。）に規定する書面には、次に掲げる事項（投資顧問業者（法附則第二条第一項又は附則第三条第一項の規定により投資顧問業を営む者を含む。第十八条第一項において同じ。）が証券業を営む場合においては、第一号に掲げる事項）を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一～三（略）

四 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨

4 法第三十三条において準用する法第十四条に規定する書面には、前項第一号に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一～三（略）

四 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

3 法第十四条（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。第五項において同じ。）に規定する書面には、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一～三（略）

四 投資顧問業者は、その行う投資顧問業に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨

4 法第三十三条において準用する法第十四条に規定する書面には、前項第一号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を赤わくの中に赤字で記載しなければならない。

一 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資一任契約に係る業務に関して、顧客

5 (略)

(契約締結時の書面の交付)

第十八条 法第十五条第七号(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、投資顧問業者が証券業を営む場合においては、第七号に掲げる事項を除くものとする。

一七 (略)

2 法第三十三条において準用する法第十五条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、前項第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一四 (略)

五 投資一任契約により生じた債権に関し、当該認可投資顧問業者に係る営業保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する旨

三五 (略)

から金銭若しくは有価証券の預託を受け、又は当該投資顧問業者と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託させてはならない旨

二 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、その行う投資一任契約に係る業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸し付け、又は顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸し付けにつき媒介、取次ぎ若しくは代理をしてはならない旨

5 (略)

(契約締結時の書面の交付)

第十八条 法第十五条第七号(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一七 (略)

2 法第三十三条において準用する法第十五条第七号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

一四 (略)

五 前条第四項第一号及び第二号に掲げる事項

三五 (略)

(売買の別に相当するもの)

第十八条の二 法第十六条第二号 (法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。) 及び法第三十三条において準用する法第十六条第二号に規定する売買の別に相当するものとして総理府令・大蔵省令で定める事項は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引等 (法第二条第六項に規定する有価証券指数等先物取引等をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。)

(現実指数又は現実数値 (法第二条第十二項に規定する現実指数又は現実数値をいう。) が約定指数又は約定数値 (法第二条第十二項に規定する約定指数又は約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。) を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

二 有価証券オプション取引等 (法第二条第七項に規定する有価証券オプション取引等をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。)

(又は有価証券店頭オプション取引 (法第二条第九項に規定する有価証券店頭オプション取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。) オプション (法第二条第十一項に規定するオプションをいう。次条第一項第一号において同じ。) を付与する立場の当事者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別

三 有価証券店頭指数等先渡取引 (法第二条第八項に規定する有価証券店頭指数等先渡取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。) 店頭現実指数又は店頭現実数値 (法第二条第十二項に規定す

る店頭現実指数又は店頭現実数値をいう。)が店頭約定指数又は店頭約定数値(法第二条第十二項に規定する店頭約定指数又は店頭約定数値をいう。次条第一項第一号において同じ。)を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別

四 有価証券店頭指数等スワップ取引(法第二条第十項に規定する有価証券店頭指数等スワップ取引をいう。次条第一項第一号及び第四号において同じ。) 当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数(証券取引法第二条第十八項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下この号及び次条第一項第一号において同じ。)の数値又は有価証券の価格が当該スワップ取引の約定期間において上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別(当該スワップ取引のいずれの当事者も相手方と取り決めた有価証券店頭指数の数値又は有価証券の価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを約している場合にあつては、当該スワップ取引に係る有価証券店頭指数又は有価証券ごとに当該別を判断するものとする。)

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 法第十六条第三号(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十六条第一号の場合において、取引(有価証券を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券の買付け

(契約を締結している顧客に対する書面の交付)

第十九条 同上

一 法第十六条第一号の場合において、取引(有価証券を一定の期間後に売り戻すこと又は買い戻すことを条件とした当該有価証券の買付け

又は売付け（以下この条において「現先売買」という。）を除く。）
を行った事実があるときは、当該取引に係る有価証券等（法第二条第
十一項に規定する有価証券等をいう。以下同じ。）の銘柄、数及び価
格（有価証券指数等先物取引等にあつては約定指数又は約定数値、有
価証券店頭指数等先物取引にあつては店頭約定指数又は店頭約定数値
、有価証券オプション取引等又は有価証券店頭オプション取引にあつ
てはオプションの対価の額、有価証券店頭指数等スワップ取引にあつ
ては当該スワップ取引の約定期間における変化率を算出するためにあ
らかじめ約定した有価証券店頭指数又は有価証券の価格をいう。以下
同じ。）

二・三（略）

四 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別（
有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、有価証券店
頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指
数等スワップ取引にあつては、売買の別に相当するものとして第十八
条の二各号に規定するものをいう。次項第三号及び第三十二条第一項
第四号において同じ。）

2 法第三十三条において準用する法第十六条第三号に規定する総理府令

・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資（投資
判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げ
る者に再委任している場合における当該各号に定める者が、当該再委

又は売付け（以下この条において「現先売買」という。）を除く。）
を行った事実があるときは、当該取引に係る有価証券等の銘柄、数及
び価格（有価証券指数等先物取引等にあつては、数値、有価証券オプ
ション取引等にあつては、対価の額。以下この条及び第三十一条にお
いて同じ。）

二・三（略）

四 前号の助言に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別（
有価証券指数等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が
約定指数若しくは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事
者となるか又は当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別、有価
証券オプション取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事
者となるか又は取得する立場の当事者となるかの別）

2 同上

一・二（略）

三 投資一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資に係る
有価証券等の種類、銘柄、数及び価格並びに売買の別（有価証券指数
等先物取引等にあつては、現実指数若しくは現実数値が約定指数若し

任された権限に基づき、当該顧客のために行つた投資を含む。）に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別並びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名

四 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの又は当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

五 当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額に占める次に掲げる法人を相手方とする証券取引行為に係る取引総額の割合

イ 当該認可投資顧問業者であつて証券業を営むもの

ロ 当該認可投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人である法人

ハ 当該顧客のために行つた証券取引行為の相手方となつた法人で、その取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの（イ及びロに掲げるものを除く。）

（金融機関の範囲）

第二十二条 令第八条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）

第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。以下同じ。）

くは約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者であつたか又は当該金銭を受領する立場の当事者であつたかの別、有価証券オプション取引等にあつては、オプションを付与する立場の当事者であつたか又は取得する立場の当事者であつたかの別）並びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号又は名称

四 第二十六条第二項第三号に規定する要件に該当する法人を相手方として行つた証券取引行為がある場合は、当該証券取引行為に係る取引ごとに、その内容

五 同上

イ 第二十六条第二項第三号に規定する要件に該当する法人

ロ 当該顧客のために行つた証券取引行為の相手方となつた法人で、その取引額が当該顧客のために行つた証券取引行為に係る取引総額の百分の十以上であるもの

（金融機関の範囲）

第二十二条 令第六条に規定する総理府令・大蔵省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 証券会社及び外国証券会社

三・四 (略)

(業務を執行する社員及び取締役に準ずる者)

第二十三条 令第八号第三号イの(2)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 令第八号第三号イの(4)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、令第八号第三号イの(4)に規定する関係親法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第八号第三号イの(6)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、令第八号第三号イの(6)に規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

(投資顧問業者の禁止行為)

第二十六条 法第二十二号第一項第八号(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 助言の内容若しくは方法又は報酬の額若しくは支払の時期の変更を法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと。

三・四 (略)

(業務を執行する社員及び取締役に準ずる者)

第二十三条 令第六号第三号イの(2)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

(関係親法人に準ずる者)

第二十四条 令第六号第三号イの(4)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、令第六号第三号イの(4)に規定する関係親法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を一の法人又は当該法人及びその関係子法人が自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人とする。

(関係子法人に準ずる者)

第二十五条 令第六号第三号イの(6)に規定する総理府令・大蔵省令で定めるものは、令第六号第三号イの(6)に規定する関係子法人及びその関係子法人又は当該関係子法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人とする。

(禁止行為)

第二十六条 法第二十三号第三号(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 助言の内容若しくは方法又は報酬の額若しくは支払の時期の変更を法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行うこと。

二 投資顧問業者が投資顧問契約を締結した顧客（当該投資顧問業者が認可投資顧問業者である場合には、投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客）以外の者の利益を図る取引を行うことを内容とした助言を行うこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを内容とした助言を行うこと。

二 顧客に対して損失の全部若しくは一部を補てんし、又は利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者をして提供させる行為。ただし、自己の責に帰すべき事由その他の正当な理由により行う場合は、この限りでない。

2 法第三十三条において準用する法第二十三条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、前項第二号に掲げる行為のほか、次に掲げる行為とする。

一 顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になる行為

二 顧客のために行う当該顧客の資産に係る取引の種類の変更を法第十五条に規定する書面に準ずる書面を交付しないで行う行為

三 顧客のために証券取引行為を行う場合において、投資顧問業者の経営を実質的に支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人が相手方となる証券取引行為。ただし、事前に書面による顧客の同意を得て適正な価格で行う場合は、この限りでない。

イ 次に掲げる法人が自己又は他人（仮設人を含む。以下この号において同じ。）の名義をもつて所有している当該投資顧問業者の株式の数又は出資の金額の合計が、当該投資顧問業者の発行済株式の総数又は出資の総額の百分の五十を超えていること。

(1) 当該法人

(2) 当該法人が他の法人の発行済株式の総数又は出資の総額の百分

の五十を超える株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該他の法人

(3) 当該法人の役員若しくは使用人である者及び当該法人の役員若しくは使用人であつた者（使用人であつた者については長期間継続的に当該法人の常務に従事した者に限る。）が、他の法人の取締役若しくは代表権限を有する取締役又はこれらに準ずる者の過半数を占めている場合における当該他の法人

ロ イの(1)から(3)までに掲げる法人の役員若しくは使用人である者及びイの(1)から(3)までに掲げる法人の役員若しくは使用人であつた者（使用人であつた者については長期間継続的にこれらの法人の常務に従事した者に限る。）が、当該投資顧問業者の取締役又は代表権限を有する取締役の過半数を占めていること。

四 特定の投資一任契約に係る顧客の利益を図るため他の投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うこと。

五 投資顧問業者が委託会社（証券投資信託法（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する委託会社をいう。以下同じ。）としての内閣総理大臣の免許を受けている場合において、当該投資顧問業者が運用の指図を行う証券投資信託の信託財産に係る受益者の利益を図るため当該投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる取引を行うこと。

六 投資顧問業者が、委託会社の役員若しくは使用人を当該投資顧問業者の役員（取締役若しくは監査役又は商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項に規定する代表者をいう。）若しくは使

2 前項第一号の書面には、法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

(投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十六条の二 法第二十二條第二項第四号(法附則第二條第二項及び附則第三條第二項において適用する場合を含む。)に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、令第十条に規定する投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関(証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。第二十九条の三において同じ。)が特定の有価証券の引受け等(有価証券の引受け、売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いとして証券取引法第二条第八項第四号から第六号までに掲げる行為をいう。以下同じ。)を行つている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買付けけることを内容とした助言を行うこととする。

(兼業の届出)

用人とし、又は委託会社の使用する営業所を使用すること(これにより、当該投資顧問業者が実質的に当該委託会社の業務を営んでいると認められる場合に限る。)。七 複数の顧客の契約資産について、各々の契約期間、対象有価証券及び売付け又は買付けの時期を同一にする運用その他これに類する運用を行うこと。

3 第一項及び前項第二号の書面には、法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

第二十六条の三 投資顧問業者は、法第二十三条第一項の届出をしようとするときは、別紙様式第十六号により作成した兼業届出書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 兼業しようとする業務について登録又は認可を受けていることを証する書面の写し

二 定款（兼業しようとする業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録）の写し

2 投資顧問業者は、法第二十三条第一項の届出に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、その日から二週間以内に、当該業務の廃止、休止又は再開をした年月日及びその理由を記載した書面に、当該業務の廃止、休止又は再開に関する取締役会の議事録又はこれに代わる書面を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（証券業を営む投資顧問業者に係る特例）

第二十六条の四 証券業を営む投資顧問業者は、令第十三条第三項に規定する助言を行った場合には、法第十六条に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 有価証券の銘柄

二 引受け等を行った年月日

三 当該助言を行った年月日

四 当該助言に係る有価証券の数及び価格

（本店その他の営業所の業務を統括する者に準ずる者）

第二十六条の五 令第十四条に規定する総理府令・大蔵省令で定めるもの

は、部長、次長、課長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、投資顧問業を兼営する証券会社の使用人のうち、証券業に係る顧客に関する有価証券の売買その他の取引に係る注文の動向その他の特別の情報をもその職務上知り得る立場にあるものとする。

(投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為)

第二十六条の六 法第二十三条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、証券業を営む投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行つている場合において、当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で当該有価証券を取得し又は買付けけることを内容とした助言を行うこととする。

(認可の申請)

第二十七条 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書を別紙様式第十七号により作成しなければならない。

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資一任契約に係る業務の運営に関する準則
- 二 投資一任契約に係る業務の執行の方法
- 三 投資一任契約に係る業務に関する組織
- 四 利害関係人(認可申請者である投資顧問業者の令第十条に規定する利害関係人をいう。)である法人に関する事項

五 証券投資顧問業協会(法第四十二条第一項に規定する証券投資顧問業協会をいう。)に加入する場合は当該加入に関する事項

(認可の申請)

第二十七条 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書を別紙様式第十六号により作成しなければならない。

2 法第二十六条第二項に規定する業務の内容及び方法に関する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 投資一任契約に係る業務を営む営業所の名称及び所在地
- 二 投資一任契約に係る業務に関する組織
- 三 投資一任契約に係る業務の運営に関する準則

3 法第二十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は次に掲げる書類とし、別表第一に定めるところにより作成するものとする。

一 取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者（以下「役員」という。）の履歴書

二 投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書

三 了八（略）

九 予備審査書類提出時の投資顧問契約及び認可後に予定している投資一任契約に係る報酬額の定め

十 今後三年間（認可申請の日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。）の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。）の見込み

十一 今後三年間の投資一任契約に係る契約資産額の見込み

十二 投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備状況

十三 営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記載した書面

十四 苦情処理体制並びに過去二年間に寄せられた苦情及びその処理内容を記載した書面

4 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書及び同条第二項に規定する添付書類を、管轄財務局長を経由して、正本一部及びそ

3 法第二十六条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は次に掲げる書類とし、別表第二に定めるところにより作成するものとする。

一 取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

二 投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面

三 了八（略）

九 直近期末及び予備審査書類提出時の法第二条第一項の投資顧問契約に係る契約資産額

十 同上

十一 今後三年間の純資産額（資産総額から負債総額を減じた金額をいう。）の見込み

十二 同上

十三 同上

十四 同上

十五 同上

十六 投資信託委託業務における運用資産額（直近三カ年の平均残高）

4 認可申請者は、法第二十六条第一項に規定する認可申請書及び法第二十六条第二項に規定する添付書類を、管轄財務局長を経由して、正本一

の写し一部を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 (略)

(認可の審査基準)

第二十七条の二 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間(認可を受けた日の属する営業年度及びその翌営業年度から起算して三営業年度をいう。次号において同じ。)において一億円を下回らない水準に維持されていること。

三 (略)

2 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、認可申請者が次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 役員に、経歴及び業務遂行上の能力等に照らして認可投資顧問業者

部及びその写し一部を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5 (略)

(認可の審査基準)

第二十七条の二 同上

一 (略)

二 認可申請時の収支見込みに基づく純資産額が、収支見込み対象期間(認可を受けた翌営業年度から起算して三営業年度をいう。)において一億円を下回らない水準に維持されていること。

三 (略)

四 投資顧問契約に係る契約資産額が予備審査書類提出時に二百億円以上であること(外資系現地法人(外国会社により直接又は間接にその株式総数の過半を所有されている株式会社をいう。以下同じ。))又は外国会社の本邦支店にあつては、その海外親会社又は外国会社が予備審査書類提出時に一千億円以上の契約資産額を有するときを含む。)

2 内閣総理大臣は、申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 (略)

二 経営者に、経歴、業務遂行上の能力等に照らして投資一任契約に係

としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

三 役員又は使用人のうち、投資一任契約に係る投資判断者等が、相応の知識及び経験を有する者であること。

四 管理部門（法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。次号において同じ。）の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整っていること。

五 管理部門の責任者と運用部門の担当者（投資一任契約に係る投資判断者等、発注その他顧客資産の運用を担当する者及び営業を担当する者をいう。）又はその責任者が兼任していないこと。

六 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となっていること等投資一任契約に係る業務について管理体制が整備されていること。

（証券業を営む投資顧問業者に係る認可の申請等）

第二十七条の三 証券業を営む投資顧問業者は、法第二十六条第一項の認可の申請をするときは、同条第二項に規定する添付書類のほか、次に掲

る業務の認可を受けた投資顧問業者（以下「投資一任会社」という。）としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。

三 ファンド・マネージャー（投資一任契約に係る投資判断者をいう。）が複数であり、かつ、業務遂行上必要な職員数が確保されていること（外国会社の本邦支店であつて契約資産の運用について本店等で集中管理方式を採用している場合、外資系現地法人であつて投資顧問会社である海外親会社からファンド・マネージャーが適期に派遣できる体制が確保されている場合その他特別の事由があるときは、当該特別事由に照らして適切な職員構成をとっていると認められること。）。

四 ファンド・マネージャーが相応の知識及び経験を有する者であること。

五 管理部門の責任者が定められ、内部管理機能が十分に発揮されていること。

六 管理部門の責任者と運用担当者が兼任していないこと。

七 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となっていること等投資一任契約に係る業務について管理体制が整備されていることと認められること。

第二十七条の三 内閣総理大臣は、認可対象会社が委託会社（証券投資信託法第二条第四項に規定する委託会社をいう。以下同じ。）である場合

ける書類の正本一部及びその写し一部を、管轄財務局長を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 証券業について登録又は認可を受けていることを証する書面の写し

二 証券業の運営に関する準則を記載した書類

三 証券業に係る最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金計算書又は損失金処理計算書

四 定款（投資一任契約に係る業務がその事業目的に記載されていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録）の写し

2 内閣総理大臣は、証券業を営む投資顧問業者から法第二十六条第一項の認可の申請があつた場合において、当該申請が法第二十七条第二号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、当該投資顧問業者が、前条第二項各号の要件のほか、次の各号の要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれていること。

二 証券業を営んでいることについて、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、投資者保護上問題がないと認められること。

（業務の内容及び方法の変更の認可）

第二十七条の四 認可投資顧問業者は、法第二十八条の認可を受けようとするときは、業務の内容及び方法の変更の内容、変更を予定する年月日及び変更の理由を記載した認可申請書に、変更後の業務方法書の全文を

において、申請が法第二十七条第一号の基準に該当するかどうかを審査するに当たつては、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たすかどうかを審査しなければならない。

一 前条第一項各号の要件を満たすこと。ただし、前条第一項第四号の要件については、投資信託委託業務における運用資産の直近三カ年の平均残高が三千億円以上であることをもつて代えることができることとし、この場合、当該委託会社が外資系現地法人である場合は海外親会社の運用資産の直近三カ年の平均残高により判定することができることとする。

二 直近の経常収支が黒字であること又は、直近の経常収支が特殊事情等から赤字となつている場合は、過去三期の経常収支のいずれかが黒字であること。

（業務の内容及び方法の変更の認可）

第二十七条の四 法第二十八条の規定に基づく業務の内容及び方法の変更に係る認可申請書及び添付書類は別表第三のとおりとする。

2 認可申請者は、前項に定める書類について、正本一部及びその写し一

添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 法第二十八条の規定に係る業務の内容及び方法の変更の認可の審査基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)

第二十八条 法第二十九条第一項第五号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 役員に異動があつたとき。

二 (略)

三 投資一任契約に係る業務を行う営業所に変更があつたとき。

2 法第二十九条第一項の規定に基づく届出書の記載事項及び添付書類は別表第二のとおりとする。

3 認可投資顧問業者は、前項の届出書及び添付書類を管轄財務局長に提出しなければならない。

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十九条 認可投資顧問業者の常務に従事する取締役は、法第三十条の

部を管轄財務局長に提出しなければならない。

3 法第二十八条の規定に係る業務の内容及び方法の変更の認可の審査基準は次に掲げるものとする。

一・二 (略)

4 法第二十八条の認可を受けた投資顧問業者は、変更後の業務方法書の全文について、管轄財務局長を経由して、正本一部及びその写し一部を变更日期から二週間以内に金融監督庁長官に提出しなければならない。

(投資一任契約に係る業務に関し届け出るべき事項)

第二十八条 法第二十九条第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十条の承認を受けた者が、他の会社の常務に従事せず、又は事業を営まないこととなつたとき。

二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合にあつては、届出書に、新たに投資一任契約に係る投資判断者等になつた者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面を添付しなければならない。

3 法第二十九条の規定に基づく投資一任契約に係る業務の廃止等の届出書の記載事項及び添付書類は別表第四のとおりとする。

4 法第二十九条の規定に基づく届出書等の提出部数は正本一部及びその写し一部とし、管轄財務局長に提出しなければならない。

(取締役の兼職の承認の申請)

第二十九条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従

承認を受けようとするときは、別紙様式第十九号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該認可投資顧問業者を經由して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 他の会社の常務に従事する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 認可投資顧問業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

ロ 認可投資顧問業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

ハ (略)

三 事業を営む場合にあつては、次に掲げる書類

イ 認可投資顧問業者における常務の処理方法及び当該事業を営む方法を記載した書面

ロ 認可投資顧問業者と当該事業を営む取締役との取引その他の関係を記載した書面

2 法第三十条の承認を受けた取締役は、認可投資顧問業者の常務に従事

する取締役でなくなつたとき又は承認を受けて兼職している他の会社の常務に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなつたときは、遅滞なく、その旨を当該認可投資顧問業者を經由して、管轄財務局長に通知しなければならない。

事する取締役は、法第三十条の承認を受けようとするときは、別紙様式第十八号の承認申請書に、次に掲げる書類を添付し、当該投資顧問業者を經由して正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 履歴書

三 同上

イ 投資顧問業者及び当該他の会社における常務の処理方法を記載した書面

ロ 投資顧問業者と当該他の会社との取引その他の関係を記載した書面

ハ (略)

四 同上

イ 投資顧問業者における常務の処理方法及び当該事業を営む方法を記載した書面

ロ 投資顧問業者と当該事業を営む取締役との取引その他の関係を記載した書面

2 法第二十四第一項の認可を受けた投資顧問業者の常務に従事する取締

役は、法第三十条の承認を受けた後に次に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく別紙様式第十九号により作成した異動報告書を、当該投資顧問業者を經由して、正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。

一 当該投資顧問業者又は兼職する会社において、代表権の有無に異動

があつたとき

二 当該投資顧問業者又は兼職する会社において、新たに、会長、社長、副社長、専務若しくは常務の地位についたとき、又はこれらの地位に異動があつたとき（兼職する事業の事業主等の地位に異動があつたときを含む。）

三 当該投資顧問業者又は兼職する会社において、役員としての担当区分に変更があつたとき

四 兼職する会社の商号の変更があつたとき

3 法第三十条の承認を受けた取締役は、投資顧問業者の常務に従事する取締役でなくなつたとき又は承認を受けて兼職している他の会社の常務に従事しないこととなつたとき若しくは事業を営まないこととなつたときは、遅滞なくその旨を記載した書類を提出しなければならない。なお、提出部数及び提出先については、前項の規定を準用する。

4 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、毎年十二月末現在における常務に従事する取締役の兼職の状況を別紙様式第二十号により作成し、翌年一月二十日までに正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。ただし、兼職承認を受けている取締役を有しない投資顧問業者はこの限りでない。

(認可投資顧問業者の禁止行為)

第二十九条の二 法第三十条の三第一項第八号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客のために行う当該顧客の資産に係る投資の方法及び取引の種類の変更を、法第三十三条において準用する法第十五条に規定する書面

に準ずる書面を交付しないで行うこと。

二 認可投資顧問業者が投資顧問契約又は投資一任契約を締結した顧客以外の者の利益を図る取引を行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

三 特定の銘柄の有価証券等について、不当に売買高を増加させ、又は作為的に値付けを行うことを内容とした投資判断に基づく投資を行うこと。

四 顧客のために証券取引行為を行う場合において、当該証券取引行為の相手方の代理人になること。ただし、認可投資顧問業者が証券業を営む場合は、この限りでない。

五 複数の顧客の契約資産について、各々の契約期間、対象となる有価証券及び売付け又は買付けの時期を同一にする運用その他これに類する運用を行うこと。

2 前項第一号の書面には、法第三十三条において準用する法第十五条各号に掲げる事項を記載するものとする。

(認可投資顧問業者の利害関係人との間における禁止行為)

第二十九条の三 法第三十条の三第二項第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、令第十条に規定する認可投資顧問業者の利害関係人である証券会社又は登録金融機関が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該証券会社又は登録金融機関に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該証券会社又は登録金融機関が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で、当該証券会社又は登録金融機関の要請を受けて当該有価証券を取得し、又は買い付けるこ

とを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

(兼業の承認の申請)

第三十条 認可投資顧問業者は、法第三十一条第一項ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 五 (略)

(認可投資顧問業者が証券業を営もうとする場合の認可の申請等)

第三十条の二 認可投資顧問業者は、法第三十一条第二項の認可を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した認可申請書に、次に掲げる書類を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 証券業を営もうとする理由を記載した書面

二 証券業の運営に関する準則を記載した書類

三 証券業の開始後三年間における当該業務の収支の見込みを記載した書面

四 定款(証券業がその事業目的に記載されていない場合においては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録)の写し

2 法第三十一条第二項の兼業の認可の審査基準は、次に掲げるものとする。

(兼業の承認の申請)

第三十条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、法第三十一条ただし書の承認を受けようとするときは、別紙様式第二十一号により作成した承認申請書に、次に掲げる書類を添付して、正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。

一 五 (略)

2 法第三十一条ただし書の承認を受けている投資顧問業者が当該兼業に係る業務を廃止し、休止し、又は再開したときは、法第二十九条第一項第二号の規定に基づき、別紙様式第二十二号により作成した届出書の正本一部及びその写し一部を管轄財務局長に提出しなければならない。

一 証券業に係る収支見込みが良好なものであること。

二 証券業を行う部門と投資顧問業及び投資一任契約に係る業務を行う部門とが明確に分かれていること。

三 証券業を営むことについて、投資顧問業及び投資一任契約に係る業務の適正な運営の確保を妨げるおそれがなく、投資者保護上問題がないと認められること。

(証券業を営む認可投資顧問業者に係る特例)

第三十条の三 証券業を営む認可投資顧問業者は、令第十六条に規定する投資判断に基づき投資を行った場合には、法第三十三条において準用する法第十六条に規定する書面に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 有価証券の銘柄

二 引受け等を行った年月日

三 当該投資判断に基づく投資を行った年月日

四 当該投資判断に基づく投資に係る有価証券の数及び価格

(認可投資顧問業者が証券業を営む場合の禁止行為)

第三十条の四 法第三十一条の三第四号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、証券業を営む認可投資顧問業者が特定の有価証券の引受け等を行っている場合において、当該認可投資顧問業者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該認可投資顧問業者が予定していた額に達しないと見込まれる状況の下で当該有価証券を取得し又は買い付けることを内容とした投資判断に基づく投資を行うこととする。

(報告書の交付)

(報告書の交付)

第三十一条 認可投資顧問業者は、法第三十二条に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 投資一任契約に係る当該顧客の資産を構成する金銭並びに有価証券等の銘柄、数及び価格

(顧客から一任された投資判断に基づく投資による取引の決済のための口座)

第三十一条の二 認可投資顧問業者が投資一任契約を締結している顧客から一任された投資判断に基づく投資を行う場合において、当該投資による取引の決済のため当該顧客からその計算に属する金銭又は有価証券(次号において「顧客の資産」という。)(の当該認可投資顧問業者名義の口座への預託を受ける場合には、当該認可投資顧問業者は、当該投資による取引の決済以外の目的で当該口座を利用してはならない。

2 認可投資顧問業者は、前項の預託を受ける場合においては、当該顧客の資産を当該投資による取引の決済のため必要な期間を超えて当該口座に滞留させてはならない。

(業務に関する帳簿書類の作成)

第三十二条 法第三十四条(法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。)に規定する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一 三 (略)

四 認可投資顧問業者にあつては、投資一任契約を締結している顧客が

第三十一条 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者は、法第三十二条に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 投資一任契約に係る当該顧客の資産を構成する金銭並びに有価証券等の種類、銘柄、数及び価格

(業務に関する帳簿書類の作成)

第三十二条 同上

一 三 (略)

四 法第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業者にあつては、投資

ら一任されて行つた投資（投資判断及び投資の実行に係る権限の全部又は一部を令第一条各号に掲げる者に再委任している場合における当該各号に定める者が、当該契約に基づき、当該顧客のために行つた投資を含む。）に係る有価証券等の銘柄、数及び価格並びに売買の別並びに取引の方法及び年月日並びに証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記録した書面

五（略）

2・3（略）

（営業報告書の様式等）

第三十三条 法第三十五条第一項（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する営業報告書は、投資顧問業者が法人である場合にあつては別紙様式第二十二号、個人である場合にあつては別紙様式第二十三号により作成し、管轄財務局長に提出しなければならない。

（営業報告書の提出期限の承認の手続等）

第三十七条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者（以下「外国法人等である投資顧問業者」という。）が、令第十七条の規定により読み替えて適用される法第三十五条第一項（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の

一任契約を締結している顧客から一任されて行つた投資に係る証券取引行為の内容を、当該証券取引行為の相手方となつた証券会社の商号を付記して記録した書面

五（略）

2・3（略）

（営業報告書の様式等）

第三十三条 法第三十五条第一項（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）に規定する営業報告書は、投資顧問業者が法人である場合にあつては別紙様式第二十三号、個人である場合にあつては別紙様式第二十四号により作成しなければならない。

2 前項の営業報告書を提出しようとするときは、当該営業報告書に、その写し十二通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（営業報告書の提出期限の承認の手続等）

第三十七条 外国の法令に準拠して設立された法人又は外国に住所を有する個人である投資顧問業者が国内にある顧客を相手方として投資顧問業又は投資一任契約に係る業務を営む場合における当該投資顧問業者（以下「外国法人等である投資顧問業者」という。）が、令第七条の規定により読み替えて適用される法第三十五条第一項（法第九条第四項、附則第二条第二項及び附則第三条第二項において適用する場合を含む。）の

の規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

(經由官庁)

第三十九条 投資顧問業者（外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものを除く。）が法第五条第一項の登録申請書その他法、令及びこの命令に規定する書類（以下この項において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該投資顧問業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(外国法人等である投資顧問業者に係る特例)

第四十条 外国法人等である投資顧問業者に対するこの命令の規定の適用については、外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有するものにあつては国内における主たる営業所を主たる営業所と、外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものにあつては主たる営業所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

(標準処理期間)

第四十一条 大蔵大臣、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの命令の規定による認可、承認又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対す

規定による承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融監督庁長官に提出しなければならない。

一～三 (略)

2～5 (略)

(經由官庁)

第三十九条 投資顧問業者（外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものを除く。）が法第五条第一項の登録申請書その他法、令及びこの省令に規定する書類（以下この項において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該投資顧問業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該投資顧問業者は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

(外国法人等である投資顧問業者に係る特例)

第四十条 外国法人等である投資顧問業者に対するこの省令の規定の適用については、外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有するものにあつては国内における主たる営業所を主たる営業所と、外国法人等である投資顧問業者で国内に営業所を有しないものにあつては主たる営業所が関東財務局の管轄区域内に所在するものとみなす。

(標準処理期間)

第四十一条 大蔵大臣、財務局長及び福岡財務支局長は、法、令又はこの省令の規定による認可、承認又は登録に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対す

る処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一～三（略）

附則

この命令は、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七号）の施行の日（平成十年十二月一日）から施行する。

別表第一

る処分をするよう努めるものとする。ただし、当該期間には、次の各号に掲げる期間を含まないものとする。

一～三（略）

別表第一

届出事項	添付書類
役員の変更	一 新たに役員となつた者の戸籍抄本又はこれに代わる書面 二 新たに役員となつた者が法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面 三 変更後の役員全員の一覧表
投資一任契約に係る業務を行う営業所の位置の変更	一 変更後の営業所の所在の場所を明らかにした略図 二 変更後の営業所の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図

別表第二

株主構成	会社の概要及び沿革	書面 法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する	当該業務の収支の見込みを記載した書面	最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書	投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書	役員 の履歴書	添付書類
号二 別紙様式第十八	号八 別紙様式第十八	別紙様式第四号	号口 別紙様式第十八	号イ 別紙様式第十八	別紙様式第二号	別紙様式第二号	様式

株主構成	会社の概要及び沿革	書面 法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する	当該業務の収支の見込みを記載した書面	最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書	投資一任契約に係る投資判断者等の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面	取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者の履歴書及び戸籍抄本又はこれに代わる書面	添付書類
号二 別紙様式第十七	号八 別紙様式第十七	別紙様式第四号	号口 別紙様式第十七	号イ 別紙様式第十七	は別紙様式第二号 履歴書について	は別紙様式第二号 履歴書について	様式

役員 の兼職及び兼業状況	別紙様式第十八号ホ
予備審査書類提出時の投資顧問契約及び認可後に 予定している投資一任契約に係る報酬額の定め	任意の様式
今後三年間の純資産額の見込み	別紙様式第十八号ヘ
今後三年間の投資一任契約に係る契約資産額の見 込み	別紙様式第十八号ト
投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備 状況	任意の様式
営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記 載した書面	任意の様式
苦情処理体制並びに過去二年間に寄せられた苦情 及びその処理内容を記載した書面	任意の様式

役員 の兼職及び兼業状況	別紙様式第十七号ホ
直近期末及び予備審査書類提出時の法第二条第一 項の投資顧問契約に係る契約資産額	別紙様式第十七号ヘ
予備審査書類提出時の投資顧問契約及び認可後に 予定している投資一任契約に係る報酬額の定め	任意の様式
今後三年間の純資産額の見込み	別紙様式第十七号ト
今後三年間の投資一任契約に係る契約資産額の見 込み	別紙様式第十七号チ
投資一任契約に係る業務に関する管理体制の整備 状況	任意の様式
営業所の所在の場所、平面図、面積及び人員を記 載した書面	任意の様式
苦情処理体制並びに過去二年間に寄せられた苦情	任意の様式

届出事項	投資一任契約に係る業務の廃止
記載事項	一 廃止の年月日 二 廃止の理由
添付書類	一 取締役会議事録 二 顧客との間の契約関係の処理その他投資一任契約に係る業務の廃止に伴う事務の内容を記載した書面

別表第二

届出事項	投資一任契約に係る業務の廃止
記載事項	一 廃止の年月日 二 廃止の理由
添付書類	一 取締役会議事録 二 顧客との間の契約関係の処理その他投資一任契約に係る業務の廃止に伴う事務の内容を記載した書面

別表第四

認可事項	業務の内容及び方法の変更
記載事項	一 変更の内容 二 変更予定年月日 三 変更の理由
添付書類	該当条項の新旧対照表

別表第三

及びその処理内容を記載した書面	投資信託委託業務における運用資産額（直近三カ年の平均残高）
	別紙様式第十七号リ

投資一任契約に係る業務の休止又は再開	<ul style="list-style-type: none"> 一 休止の期間又は再開の年月日 二 休止又は再開の理由 	<p>休止期間中の対顧客事務の処理方法を記載した書面</p>
法第二十三条第一項の届出に係る業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 一 廃止の年月日 二 廃止の理由 	<p>取締役会議事録</p>
法第二十三条第一項の届出に係る業務の休止又は再開	<ul style="list-style-type: none"> 一 休止の期間又は再開の年月日 二 休止又は再開の理由 	<p>取締役会議事録</p>
法第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務の廃止	<ul style="list-style-type: none"> 一 廃止の年月日 二 廃止の理由 	<p>取締役会議事録</p>
法第三十一条第一項ただし書の承認に係る業務の休止又は再開	<ul style="list-style-type: none"> 一 休止の期間又は再開の年月日 二 休止又は再開の理由 	

投資一任契約に係る業務の休止又は再開	<ul style="list-style-type: none"> 一 休止の期間又は再開の年月日 二 休止又は再開の理由 	<p>休止期間中の対顧客事務の処理方法を記載した書面</p>

<p>法第三十一条第二項の認可に係る業務の廃止</p>	<p>法第三十一条第二項の認可に係る業務の休止又は再開</p>	<p>役員の異動</p>	<p>投資一任契約に係る投資判断者等の異動</p>
<p>一 廃止の年月日 二 廃止の理由</p>	<p>一 休止の期間又は再開の年月日 二 休止又は再開の理由</p>	<p>一 氏名及び役職名 二 異動の年月日</p>	<p>一 氏名及び役職名 二 異動の年月日</p>
<p>取締役会議事録</p>		<p>一 履歴書（新任のみ） 二 法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面（新任のみ） 三 異動後の役員一覧表</p>	<p>一 履歴書（新任のみ） 二 法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面（新任のみ）</p>

			<p>投資一任契約に係る投資判断者等の異動</p>
			<p>一 氏名及び役職名 二 異動の年月日</p>
			<p>一 履歴書（新任のみ） 二 戸籍抄本又はこれに代わる書面（新任のみ） 三 法第七条第一項各号に該当しないことを誓約する書面（新任のみ）</p>

<p>投資一任契約に係る業務を行う営業所の変更</p>	<p>一 変更の年月日 二 変更の内容（営業所の設置、位置の変更、廃止の別） 三 変更に係る営業所の住所（位置の変更の場合には新旧の住所）</p>	<p>一 変更後の営業所の所在の場所を明らかにした略図（廃止の場合を除く。） 二 変更後の営業所の構造、規模、人員等を記載した書面及び平面図（廃止の場合を除く。） 三 変更後の営業所の一覧表</p>	<p>三 異動後の投資判断者等の一覧表</p>
			<p>四 異動後の投資判断者等の一覧表</p>

		年	月	日
財務（支）局長 殿	申請者	住	所	
		商	号	
		又は名称		
		氏	名	印
		（法人にあつては、代表者の氏名）		
登 録 申 請 書				
<p>有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条の規定により投資顧問業者の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p>				

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）。

* 登録番号	財務(支)局長 第 号(年 月 日)	
1. 法人・個人の別	法 人	個 人
2. (ふりがな) 商号又は名称		
3. (ふりがな) 氏名 (法人にあつては 、代表者の氏名)		
4. 住 所	(郵便番号)	電話番号() -
5. 資 本 金 額	千円	
6. 役 員		
(ふりがな) 氏 名	役職名	住 所

(記載上の注意)

- 1 「* 登録番号」には、記載しないこと。
- 2 「1. 法人・個人の別」は、該当するものに 印を付けること。
- 3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」
 - (1) 法人は商号を「2. 商号又は名称」に記載し、個人は氏名を「3. 氏名」に記載すること。
 - (2) 個人は「2. 商号又は名称」に、商号登記をしている場合はその商号を、商号登記をしていない場合は屋号等の名称を記載することができる。
 - (3) 外国人においては、外国人登録証明書等に記載された通称名がある場合は、「3. 氏名」に()書きで併せて記載することができる。
- 4 「4. 住所」について、法人は登記簿上の主たる営業所の所在地を、個人は現住所を記載すること。
- 5 「5. 資本金額」には、出資総額を含む。
- 6 「6. 役員」について、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第2面の次に添付すること。

7 令第3条に規定する使用人

(ふりがな) 氏名	職名	住所
計名		

(記載上の注意)

1. 令第3条のうち、該当する事由の号番号を「氏名」に付記することとし、複数の号に該当する場合は、その該当するすべての号を付記すること。
2. 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第3面の次に添付すること。

8 営業所の名称及び所在地

名称	設置年月日	所在地
計店		

(記載上の注意)

- 1 「名称」には、主たる営業所及びその他の営業所を、それぞれ区分して記載すること。
- 2 「所在地」には、その営業所の電話番号を併せて記載すること。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第4面の次に添付すること。

9 業務の方法

--

(記載上の注意)

次の各項目につき記載すること。

- 1 助言の対象となる有価証券等の範囲
- 2 助言の内容及び方法並びにその回数
- 3 報酬体系
 - (1) 顧客が投資顧問業者へ支払う報酬の定め方を具体的に金額を明示して記載すること。
 - (2) 会費制の場合において会費の額により助言の内容及び方法が異なる場合は、当該内容及び方法を会費額別に具体的に記載すること。
 - (3) 成功報酬体系を採る場合は、その報酬の算出方法、売買の確認方法を具体的に記載すること。
- 4 報酬の支払時期

10 他に行っている事業の種類

--

(記載上の注意)

日本標準産業分類表細分類により記載すること。

11 主要株主の商号、氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 商号、氏名又は名称	保有する株式の数又は出資 の金額	割合	住 所

(記載上の注意)

- 1 「主要株主」とは、令第8条第3号に規定する主要株主をいう。
- 2 「割合」とは、保有する株式の数又は出資の金額の発行済株式の総数又は出資の総額に対する百分比をいう。
- 3 実質的に保有する株式の数又は出資の金額の多い順に記載すること。
- 4 名義を親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族）に分割している場合は、合算した株式の数又は出資の金額を「保有する株式の数又は出資の金額」に、その合算した割合を「割合」に（ ）書きで記載すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第7面の次に添付すること。

12 役員の兼職状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類

(記載上の注意)

- 1 「業務の種類又は他に営んでいる事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第8面の次に添付すること。

13 登録免許税領収書貼付欄

--

(注意事項)

登録申請書の副本には、添付を要しない。

別紙様式第二号 (第4条第1項第4号又は第27条第3項第1号及び第2号関係) (日本工業規格A4)

登録申請者等の履歴書

(ふりがな) 氏名			
現住所		(郵便番号) 電話番号 () -	
役職名等		生年月日	年 月 日 (満 歳)
職歴 及び 兼職 状況	期 間	内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名 印			

(記載上の注意)

- 1 「登録申請者等」とは、法第5条第1項第1号に規定する登録申請者(法人である場合は、その役員)及び令第3条に規定する使用人をいう。
- 2 「賞罰」には、法第7条第1項第5号及び第6号に係るものすべてを記載し、行政処分については、同項第4号に係るもののみを記載すること。
- 3 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「登録申請者等」を「認可申請者等」とすること。
- 4 「認可申請者等」とは、認可申請者(その代表者)、その取締役及び監査役又はこれらに類する役職にある者並びに投資一任契約に係る投資判断者等をいう。

株主又は社員の名簿

(A) 発行済株式の総数及び 資本金又は出資の総額	株(又は口) 千円		投資顧問業者 との関係
氏名又は名称	(B) 保有する株式の数又は出資の金額	割合(B/A)	
	株(又は口) 千円	%	
計	株(又は口) 千円	%	

（記載上の注意）

- 1 保有する株式の数又は出資の金額の多い順に10名（法人を含む。）について記載すること。
- 2 「投資顧問業者との関係」には、株式又は出資を保有する者が当該投資顧問業者の役職員又はその親族である場合に、その旨を記載すること。

	年 月 日
財務（支）局長 殿	
	商 号
	又は名称
	氏 名
	印
	（法人にあつては、代表者の氏名）
誓 約 書	
私並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員及び有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第3条に規定する使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第7条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。	

（記載上の注意）

- 1 誓約者が個人である場合においては、「並びに有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第5条第1項第2号に規定する役員」を消して使用すること。
- 2 認可申請書の提出に当たつて使用する場合は、「財務（支）局長」を「内閣総理大臣」と、「氏名」を「代表者氏名」とし、「（法人にあつては、代表者の氏名）」を消して使用すること。

	年 月 日	
財務（支）局長 殿		
届出者 登録番号 財務（支）局長 第 号		
住 所		
	商 号	
	又は名称	
	氏 名 印	
	（法人にあつては、代表者の氏名）	
変 更 届 出 書		
<p>下記の事項について変更しましたので、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第8条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 「変更に係る事項」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 変更届出書を提出しようとする時点において現に登録されている投資顧問業者登録簿の当該変更に係る頁について、当該変更箇所の訂正、追加又は削除を行つた後のものを添付すること。

		年 月 日	
財務（支）局長 殿			
届出者	住 所		
	商 号		
	又は名称		
	氏 名	印	
	（法人にあつては、代表者の氏名）		
廃業等届出書			
下記の事由に該当することとなりましたので、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第9条第1項の規定により届け出ます。			
記			
廃業等をした投資顧問業者の商号、名称又は氏名			
登 録 番 号			
該当事由発生年月日			
該 当 事 由			
届出者と投資顧問業者との関係			

（記載上の注意）

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 「該当事由」には、法第9条第1項のうち、該当する事由の号番号を記載すること。ただし、第5号に該当する場合は、その理由も併せて記載すること。

財務（支）局長 殿	年 月 日	
	報告者 登録番号 財務（支）局長 第 号 住 所	
	商 号 又は名称 氏 名 印 (法人にあつては、代表者の氏名)	
営業所の所在報告書		
投資顧問業者登録簿に登録された営業所について別紙のとおり報告します。		

別紙		
登 録 番 号	財務（支）局長 第 号	
商 号 又 は 名 称		
営 業 所 の 名 称		
所 在 地	(郵便番号) 電話番号() -	
営 業 所 の 概 要	(ふりがな) 代 表 者 氏 名	生 年 月 日 (明・大・昭) 年 月 日
	職 名 及 び 職 務 内 容	
	業 務 を 執 行 す る 権 限 の 基 礎	1. 代表権者がいる 2. 社内規則等による委任 3. その他(具体的に)
	常 時 行 つ て い る 業 務 内 容	1. 投資助言 2. 投資一任業務 3. その他(具体的に)
	投 資 顧 問 業 に 従 事 す る 使 用 人 の 数	人
	営 業 所 の 占 有	1. 自己所有 2. 賃借 3. その他(具体的に)
	営 業 所 の 規 模	平方メートル

(記載上の注意等)

- 1 代表者とは、当該営業所の業務を統括する者（本店長、支店長、営業所長、事務所長等）をいう。
- 2 案内図及び配席図を併せて提出すること。

財務（支）局長 殿			年 月 日
	届出者	登録番号	財務（支）局長 第 号
		住 所	
		商 号	
		又は名称	
		氏 名	印
		（法人にあつては、代表者の氏名）	
営業保証金供託届出書			
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第1項、第4項又は第8項の規定により供託をしたので、供託書正本を添えて、届け出ます。			

（記載上の注意）

不要な字句は消して使用すること。

財務（支）局長 殿			年 月 日
	届出者	登録番号	財務（支）局長 第 号
		住 所	
		商 号	
		又は名称	
		氏 名	印
		（法人にあつては、代表者の氏名）	
営業保証金供託保証契約締結届出書			
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を締結しましたので、契約書の写しを添付して、届け出ます。			

財務（支）局長 殿

年 月 日

申請者 登録番号 財務（支）局長 第 号
住 所商 号
又は名称
氏 名 印
（法人にあつては、代表者の氏名）

営業保証金供託保証契約変更承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の変更の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由

2. 現に供託している営業保証金の内容

イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

ロ 有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

4. 変更しようとする営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

財務（支）局長 殿

年 月 日

申請者 登録番号 財務（支）局長 第 号
住 所

商 号
又は名称
氏 名 印
（法人にあつては、代表者の氏名）

営業保証金供託保証契約解除承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第5条第3号の規定により、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約（以下「営業保証金供託保証契約」という。）の解除の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

1. 申請の理由
2. 現に供託している営業保証金の内容
 - イ 金銭の場合

供託所名・供託番号	供 託 金 額	供 託 者 名
	円	

- 有価証券の場合

供託所名・供託番号	名 称	枚 数	総額面	券面額	回記号	番 号
			円	円		

3. 現に締結している営業保証金供託保証契約の内容

契約の相手方の商号	契約年月日	契約期間	契約金額
			円

財務（支）局長 殿		年	月	日	
	届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
		住 所			
		商 号			
		又は名称			
		氏 名			印
		（法人にあつては、代表者の氏名）			
営業保証金供託保証契約変更届出書					
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を変更したので、契約書の写しを添えて、届け出ます。					

財務（支）局長 殿		年	月	日	
	届出者	登録番号	財務（支）局長	第	号
		住 所			
		商 号			
		又は名称			
		氏 名			印
		（法人にあつては、代表者の氏名）			
営業保証金供託保証契約解除届出書					
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第10条第3項に規定する契約を解除したので、届け出ます。					

別紙様式第十四号（第14条第1号関係）

↑ 20 cm 以上 ↓	← 30 cm 以上 →
	投資顧問業者登録票 証券投資顧問業 登録番号 財務（支）局長 第 号 （投資顧問業者の商号、名称又は氏名）

（記載上の注意）

- 1 法附則第3条第1項の規定により投資顧問業を営む場合にあつては、「投資顧問業者登録票」に代えて、「投資顧問業者票」と表示するとともに、登録番号に代えて、法附則第3条第1項の規定により投資顧問業を営む旨を表示すること。
- 2 法第9条第3項の規定により投資顧問業を営む場合にあつては、登録番号に代えて、被相続人である投資顧問業者であつた個人の有していた登録番号を表示すること。
- 3 証券投資顧問業協会会員である場合にあつては、その者の証券投資顧問業協会会員番号を、商号、名称又は氏名の下に掲記することを妨げない。

別紙様式第十五号（第14条第2号関係）

↑ 30 cm 以上 ↓	← 30 cm 以上 →
	投資顧問業者登録票 証券投資顧問業 投資一任業務内閣総理大臣認可 登録番号 財務（支）局長 第 号 認可番号 内閣総理大臣 第 号 （投資顧問業者の商号）

（記載上の注意）

証券投資顧問業協会会員である場合にあつては、その者の証券投資顧問業協会会員番号を、商号の下に掲記することを妨げない。

				年	月	日
財務（支）局長 殿						
届出者	登録番号	財務（支）局長第	号			
	住所					
	商号					
	代表者役職					
	氏名	印				
兼業届出書						
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第23条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。						
記						
1. 兼業に係る業務の名称						
2. 兼業に係る業務を行う営業所の名称及び所在地						
3. 兼業に係る業務に関する組織						
4. 兼業に係る業務の内容及び運営の準則						

（記載上の注意）

「1. 兼業に係る業務の名称」には、当該業務に関する登録番号又は認可番号を付記すること。

内閣総理大臣 殿	年 月 日
申請者	登録番号 財務(支)局長 第 号 住 所
	商 号 代表者の 役職氏名
	印
投資一任契約に係る業務の認可申請書	
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条第1項の規定による投資一任契約に係る業務の認可を受けたいので、同法第26条第1項の規定に基づき認可を申請します。	

1. 商号及び住所	
商 号	
住 所	
2. 資本の額	千円

3. 取締役及び監査役の氏名			
氏 名	役 職 名	代 表 権 の 有 無	常 勤 ・ 非 常 勤 の 別

4. 営業所の名称及び所在地		
名 称	設 置 年 月 日	所 在 地
主たる営業所	年 月 日	
その他の営業所	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書

1. 貸借対照表

年 月 日現在

資 産 の 部			負 債 の 部		
科 目	当 期	前 期	科 目	当 期	前 期
流 動 資 産	千円	千円	流 動 負 債	千円	千円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
			未払法人税等		
貸倒引当金					
固 定 資 産			固 定 負 債		
有形固定資産			長期借入金		
建物					
器具・備品					
土地			負債合計		
			資 本 の 部		
			資 本 金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			剰 余 金 (又は欠損金)		
投資有価証券					
長期差入保証金			当 期 未 処 分 利 益 (又は当期未処理損失)		
			(うち当期純利益(又は 当期純損失))		
貸倒引当金					
繰延資産			資 本 合 計		
資 産 合 計			負 債 ・ 資 本 合 計		

2. 損益計算書

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 等 取 引 益		
営 業 外 収 益 計		
営 業 外 費 用		
経 常 損 益		
特 別 損 益		
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)		
法 人 税 等 充 当 額		
(税引後) 当 期 純 利 益 (又は当期純損失)		
前 期 繰 越 利 益 (又は前期繰越損失)		
当 期 未 処 分 利 益 (又は当期末処理損失)		

(日本工業規格A4)

3. 利益金処分

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	備 考
当 期 未 処 分 利 益	千円	
準 備 金 取 崩 し		
計		
上 記 金 額 の 処 分		
利 益 準 備 金		
配 当 金		1株当たり配当額 (現金 円 株式 円)
役 員 賞 与 金		
計		
次 期 繰 越 利 益		

(日本工業規格A4)

4. 損失金処理

自 年 月 日
至 年 月 日

科 目	金 額	備 考
当 期 未 処 理 損 失	千円	
上 記 金 額 の 処 理		
利 益 準 備 金 取 崩 し		
資 本 準 備 金 取 崩 し		
計		
次 期 繰 越 損 失		

投資一任契約に係る業務の収支の見込み

（単位：千円）

科 目	当 期		年 月期		年 月期		年 月期	
	全 体	うち投資一 任業務費用	全 体	うち投資一 任業務費用	全 体	うち投資一 任業務費用	全 体	うち投資一 任業務費用
1 営 業 収 益								
投資一任契約に係る 業務の顧問料 (A)								
そ の 他								
営 業 収 益 計								
2 営 業 費 用								
人 件 費		()		()		()		()
不 動 産 関 係 費		()		()		()		()
租 税 公 課		()		()		()		()
通 信 交 通 費		()		()		()		()
調 査 研 究 費		()		()		()		()
広 告 宣 伝 費		()		()		()		()
そ の 他		()		()		()		()
営 業 費 用 計		(B)		(B)		(B)		(B)
3 営 業 損 益		(A - B)		(A - B)		(A - B)		(A - B)
4 営 業 外 収 益								
受 取 利 息								
有 価 証 券 等 取 引 益								
そ の 他								
営 業 外 収 益 計								
5 営 業 外 費 用								
営 業 外 費 用 計								
6 営 業 外 損 益								
7 経 常 損 益								
8 特 別 損 益								
9 税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)								
10 法 人 税 等 充 当 額								
11 (税引後) 当 期 純 利 益 (又は当期純損失)								

(注) 上記の収支の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を(年 月)として算出した。

会 社 の 概 要 及 び 沿 革

1．会社の概要及び沿革

- (1) 設立年月日及び設立時の事業
- (2) 設立の経緯
- (3) 設立後の沿革
- (4) 他に営んでいる事業
- (5) 組織図（別添）

2．人員配置（ 年 月 日現在）

- (1) 役職員 名
- (2) 取締役 名
常勤・代表権有 名 常勤・代表権無 名
非常勤・代表権有 名 非常勤・代表権無 名
- (3) 監査役 名（うち常勤 名）
- (4) 従業員 名（男 名、女 名）
（うち親会社等からの出向者 名）
- (5) 役職員人数別配置表（部・課別等：別添でも可）

3．海外親会社等の概要及び沿革（別紙1）

4．海外子会社等の概要及び沿革（別紙2）

5．申請者と海外親会社及び海外子会社との関係を示すグループ関係図

（記載上の注意）

- 1 親会社等とは、申請者の経営を支配するものとして、令第8条第3号に掲げる要件を満たす法人とする。
- 2 海外親会社等とは、申請者が外資系現地法人の場合における、当該申請者の経営を支配するものとして、令第8条第3号に掲げる要件を満たす外国法人とする。
- 3 海外子会社等とは、申請者によつてその経営が支配されているものとして、令第8条第4号に掲げる要件を満たす外国法人とする。

(別紙 1)

海外親会社等の概要及び沿革

1. 概要

- (1) 商 号
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 住 所
- (4) 資本の額
- (5) 主たる事業
- (6) 営業所の所在地
- (7) 役職員総数 名
- (8) 申請者との関係

2. 沿革

- (1) 設立年月日及び設立時の事業
- (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

(別紙 2)

海外子会社等の概要及び沿革

1. 概要

- (1) 商 号
- (2) 代表者の役職・氏名
- (3) 住 所
- (4) 資本の額
- (5) 主たる事業
- (6) 営業所の所在地
- (7) 役職員 総数 名(役員 名、職員 名)
うち申請者からの出向者 名(役員 名、職員 名)
- (8) 申請者との関係

2. 沿革

- (1) 設立年月日及び設立時の事業
- (2) 設立の経緯及び設立後の沿革

株 主 構 成

(A) 発行済株式の総数	株		申請者 との関係
	(B) 保有する株式の数	割合 (B/A)	
	株		
	株		
	株		
計	株	100%	

役員 の 兼 職 及 び 兼 業 状 況

氏 名	申請会社における 役職名	代表権 の有無	常勤・非 常勤の別	兼職先の会社名及び役職名 又は兼業している事業	兼職先の会社の 主たる事業

今後3年間の純資産額の見込み

（単位：千円）

	当 期 末	年 月 末	年 月 末	年 月 末
期 首 純 資 産 額 (A)				
(税引後) 当期純利益 (B) (又は当期純損失)				
配当金・役員賞与等 (C) (社外流出)				
増 資 額 (D)				
期 末 純 資 産 額 (A+B-C+D)				

(注) 上記の純資産額の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を
(年 月)として算出した。

今後3年間の投資一任契約に係る契約資産額の見込み

区 分		当 期 末		年 月 末		年 月 末		年 月 末	
		件	億円	件	億円	件	億円	件	億円
国 内	年 金 特 金 等 計								
海 外	年 金 特 金 等 計								
合 計	年 金 特 金 等 計								

(注) 1 上記の契約資産額の見込みは、投資一任契約に係る業務の開始時期を
(年 月)として算出した。
2 「特金等」とは、特定金銭信託契約その他の年金顧客以外の顧客を相手方
とした契約をいう。

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

氏 名 印
登録番号： 財務（支）局長第 号
認可番号：内閣総理大臣第 号
商 号
役職名 （代表権の有無）

取締役の兼職に関する承認申請書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第30条の規定に基づき、下記のとおり兼職の承認を受けたいので、申請します。

記

兼職会社名、役職名及び代表権の有無

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

登録番号： 財務（支）局長第 号
認可番号：内閣総理大臣第 号

住 所

商 号

代表者

役職氏名

印

兼 業 承 認 申 請 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条第1項ただし書の規定に基づき、
下記のとおり兼業の承認を受けたいので、申請します。

記

兼業の承認を受けようとする業務

年 月 日

財務（支）局長 殿

申請者

登録番号： 財務（支）局長第 号
認可番号：内閣総理大臣第 号

住 所

商 号

代表者

役職氏名 印

兼 業 認 可 申 請 書

有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第31条第2項の規定により証券業の兼業の認可を受けたいので、申請します。

第 期営業報告書 [年 月 日から]
[年 月 日まで]

年 月 日 提出

商号又は名称 _____ 社印

所在地 _____

代表者の役職名・氏名 _____ 印

I . 業 務 の 状 況

- 1 . 業務開始年月日
- 2 . 当期の業務概要
- 3 . 株主総会等の決議事項の要旨
- 4 . 役員及び使用人の状況

役 員			使用人	合計
常勤	非常勤	小計		
名	名	名	名	名

投資判断者等	役員	使用人	合計
分 析 者 等	名	名	名
助言の業務を行う者	名	名	名

（記載上の注意）

- 1 「商号又は名称」には、登録番号及び認可番号（認可投資顧問業者のみ。）を併せて記載すること。
- 2 「3 . 株主総会等の決議事項の要旨」には、当該営業年度に係る株主総会等（株主総会及び取締役会）の開催日並びに決議事項の要旨を記載すること。
- 3 「4 . 役員及び使用人の状況」の「分析者等」とは、令第3条第2号に規定する者をいい、「助言の業務を行う者」とは、令第3条第3号に規定する者をいう。
- 4 「4 . 役員及び使用人の状況」の「分析者等」が「助言の業務を行う者」を兼ねる場合は、「助言の業務を行う者」に兼任する人数を内書きにすること。

5. 営業所の状況

名 称	所 在 地	設置年月日	役員及び使用人	備 考
主たる営業所			名	
計 店			計 名	

6. 投資顧問業の状況

投資顧問契約 (投資一任契約を除く。)		
うち、顧客の資産の額を前提とした契約		
契 約 数	契 約 数	資 産 総 額
件	件	万円

(記載上の注意)

- 「5. 営業所の状況」の「設置年月日」は、当初の設置年月日を記載することとし、営業所の移転を行った場合は、移転年月日を()書きすること。
- 「6. 投資顧問業の状況」の「契約数」及び「資産総額」には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

7. 投資一任契約に係る業務

① 投資一任契約に係る業務を行う営業所の状況

名 称	所 在 地	認可業務開始年月日	役員及び使用人
主たる営業所			名
計 店			計 名

② 投資一任契約に係る業務の状況

	国 内		小 計	海 外		小 計	合 計
	年 金	特金等		年 金	特金等		
契約数	件	件	件	件	件	件	件
運用資産総額	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円

(記載上の注意)

- 「② 投資一任契約に係る業務の状況」の「契約数」及び「運用資産総額」には、期末における数値を記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 投資一任契約に係る業務の認可を受けていない投資顧問業者は、該当がない旨を記載すること。

③ 投資一任契約に係る発注先及び預託機関の状況

(1) 発注先別投資の状況

(i) 有価証券の売買状況

発注先	株式売買高		公社債券売買高		受益証券売買高	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
	千株	万円	千株	万円	千株	万円
合計						

(記載上の注意)

- 1 有価証券の売買のうち有価証券先物取引を除いた計数を記入すること。
- 2 「発注先」には、顧客のために行った証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 3 外貨建の契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 4 「金額」には、受渡しベース(精算金額)で記載すること。
- 5 現先売買は、「公社債券売買高」に外書きすること。
- 6 「公社債券売買高」及び「受益証券売買高」の「数量」には、額面金額で記載すること。
- 7 ワラントは、分離型ワラント債の分離後のワラント部分は「株式売買高」に、社債部分は「公社債券売買高」に、数量は一枚単位で外書き、金額は内書きすること。
- 8 一括発注による売買を行った場合は、その状況を、「(i) 有価証券の売買状況」と同様の様式により、別途記載すること。

(ii) 先物取引等の取引状況

発注先	先物取引高		オプション取引高	
	株式	公社債券	株式	公社債券
	万円	万円	万円	万円
合計				

(記載上の注意)

- 1 「発注先」には、顧客のために行った証券取引行為の相手方の商号、名称又は氏名を記載すること。
- 2 外貨建の契約の場合は、約定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

- 3 「先物取引高」には、有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引（それぞれ外国市場において行われる類似の取引を含む。）に係る取引契約金額、
「オプション取引高」には、有価証券オプション取引（外国市場において行われる類似の取引を含む。）に係る取引契約金額を記入すること。
- 4 「先物取引高」の「株式」には、金額を約定ベース（精算金額）で、「公社債券」には、額面金額を約定ベース（精算金額）で記載すること。
- 5 「オプション取引高」の「株式」及び「公社債券」には、次の算式により算出した額を記載すること。

$$\text{権利行使価格} \times \text{乗数} \times \text{契約数}$$

(ロ) 顧客の資産の預託機関の状況

預託機関名	預託者数	預託金額	備考
	人	万円	

(記載上の注意)

- 1 投資一任契約を締結している顧客が運用資産について預託契約（信託契約を含む。）を締結している相手方について記載すること。
- 2 「預託者数」及び「預託金額」には、期末の数値を記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

8. 有価証券の引受け等の状況

① 有価証券の引受けの状況

(イ)引受け

引受け年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘柄の引受けについてのみ記載すること。

(ロ)助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

② 有価証券の売出しの状況

(イ)売出し

売出し年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しについてのみ記載すること。

(ロ)助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

③ 有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(イ) 募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ) 売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しの取扱いについてのみ記載すること。

(ハ) 私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄又は顧客のために投資を行つた銘柄と同一の銘柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(ニ) 助言又は一任による投資

助言又は一任の別	年月日	銘柄	売買の別	数	価格

Ⅱ 経理の状況

(投資顧問業部門のみについて作成することが困難な場合には、全体の経理の状況を記載して差し支えない。ただし、その場合には、その旨を欄外に注記すること。)

1. 貸借対照表

年月日現在

資産の部			負債の部		
科目	当期	前期	科目	当期	前期
流動資産	円	円	流動負債	円	円
現金・預金			短期借入金		
前払金			前受金		
前払費用			前受収益		
未収入金			未払金		
未収収益			未払費用		
有価証券			未払事業税		
その他			未払法人税等		
貸倒引当金			その他		
固定資産			固定負債		
有形固定資産			長期借入金		
建物			その他		
器具・備品			負債合計		
土地			資本の部		
その他			資本金		
無形固定資産			法定準備金		
投資等			剰余金		
投資有価証券			(又は欠損金)		
長期差入保証金			当期末処分利益 (又は当期末処理 損失)		
その他			(うち当期末純利益 (又は当期末純損失)		
貸倒引当金					
繰延資産			資本合計		
資産合計			負債・資本合計		

2. 損益計算書

自 年 月 日

至 年 月 日

科 目	金 額	
	当 期	前 期
営 業 収 益	千円	千円
投 資 顧 問 料		
そ の 他		
営 業 収 益 計		
営 業 費 用		
人 件 費		
不 動 産 関 係 費		
租 税 公 課		
通 信 交 通 費		
調 査 研 究 費		
広 告 宣 伝 費		
そ の 他		
営 業 費 用 計		
営 業 損 益		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息		
有 価 証 券 等 取 引 益		
そ の 他		
営 業 外 収 益 計		
営 業 外 費 用		
経 常 損 益		
特 別 損 益		
税 引 前 当 期 純 利 益 (又は税引前当期純損失)		
法 人 税 等 充 当 額		
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)		
当 期 未 処 分 利 益 (又は当期未処理損失)		

(第8面)

3. 利益金処分

自 年月日

至 年月日

科目	金額	備考
当期末処分利益	千円	
××準備金取崩し		
その他		
計		
上記金額の処分		
利益準備金		
配当金		1株当たり配当額 (現金 円 株式 円)
役員賞与金		
その他		
計		
次期繰越利益		

(第9面)

4. 損失金処理

自 年月日

至 年月日

科目	金額	備考
当期末処理損失	千円	
上記金額の処理		
利益準備金取崩し		
資本準備金取崩し		
その他		
計		
次期繰越損失		

(記載上の注意) [第6面から第9面まで]

- 1 当該営業年度に係る株主総会等で承認された内容を記載すること。
- 2 国内に営業所を有しない投資顧問業者は、邦貨換算時の外国為替レートを欄外に記載すること。

第 期営業報告書 [年 月 日から]
[年 月 日まで]

年 月 日 提出

氏名 _____ 印

住所 _____

I 業 務 の 状 況

1. 業務開始年月日
2. 当期の業務概要
3. 使用人の状況

使 用 人	分 析 者 等	助言の業務を行う者
名	名	名

（記載上の注意）

- 1 「氏名」には、登録申請書に記載した名称及び登録番号を併せて記載すること。
- 2 「3. 使用人の状況」の「分析者等」とは、令第3条第2号に規定する者をいい、「助言の業務を行う者」とは、令第3条第3号に規定する者をいう。
- 3 「3. 使用人の状況」の「分析者等」が「助言の業務を行う者」を兼ねる場合は、「助言の業務を行う者」に兼任する人数を内書きにすること。

4. 営業所の状況

名 称	所 在 地	設置年月日	使用人	備 考
主たる営業所			名	
計 店			計 名	

5. 投資顧問業の状況

投 資 顧 問 契 約	うち、顧客の資産の額を前提とした契約	
契 約 数	契 約 数	資 産 総 額
件	件	万円

(記載上の注意)

- 「4. 営業所の状況」の「設置年月日」には、登録年月日を記載することとし、営業所の移転を行った場合は、移転年月日を()書きすること。
- 「5. 投資顧問業の状況」の「契約数」及び「資産総額」には、期末における数値を記載し、「うち、顧客の資産の額を前提とした契約」には、業務の方法で契約資産額に応じた報酬体系を適用している契約について記載すること。外貨建の契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

6. 有価証券の引受け等の状況

① 有価証券の引受けの状況

(イ)引受け

引受け年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の引受けについてのみ記載すること。

(ロ)助言

助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

② 有価証券の売出しの状況

(イ)売出し

売出し年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しについてのみ記載すること。

(ロ)助言

助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

③ 有価証券の募集、売出し又は私募の取扱いの状況

(イ)募集の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の募集の取扱いについてのみ記載すること。

(ロ)売出しの取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の売出しの取扱いについてのみ記載すること。

(ハ)私募の取扱い

取扱い年月日	銘柄	数	価格

(記載上の注意)

顧客に対して助言を行つた銘柄と同一の銘柄の私募の取扱いについてのみ記載すること。

(ニ)助言

助言を行つた年月日	銘柄	売買の別	数	価格

Ⅱ 経理の状況

1.貸借対照表

年月日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金・預金	千円	借入金	千円
前払金		前受金	
前払費用		前受収益	
未収入金		未払金	
未収収益		未払費用	
有価証券		その他	
建物			
器具・備品			
土地			
その他			
		事業主借	
事業主貸		元入金	
合計		合計	

2. 損益計算書

自 年月日

至 年月日

科 目	金 額
収 入 金 額	千円
投 資 顧 問 料	
受 取 利 息	
有 価 証 券 等 取 引 益	
そ の 他	
経 費	
給 料 ・ 賃 金	
租 税 公 課	
通 信 交 通 費	
調 査 研 究 費	
広 告 宣 伝 費	
地 代 ・ 家 賃	
そ の 他	
差 引 金 額 (収 入 金 額 - 経 費)	

(記載上の注意) [第4面及び第5面]

国内に営業所を有しない投資顧問業者は、邦貨換算時の外国為替レートを欄外に記載すること。